

昭和町産米ブランド化支援事業補助金制度

食の安全性や、環境に対する町民の関心が高まる中、環境にやさしく、安心・安全で良質な米の安定供給が求められています。

昭和町では、平成24年から化学合成農薬や、化学肥料の使用抑制に取り組んだ米を昭和町産ブランド米（ヒノヒカリ）とし、その生産者に補助金を交付しています。

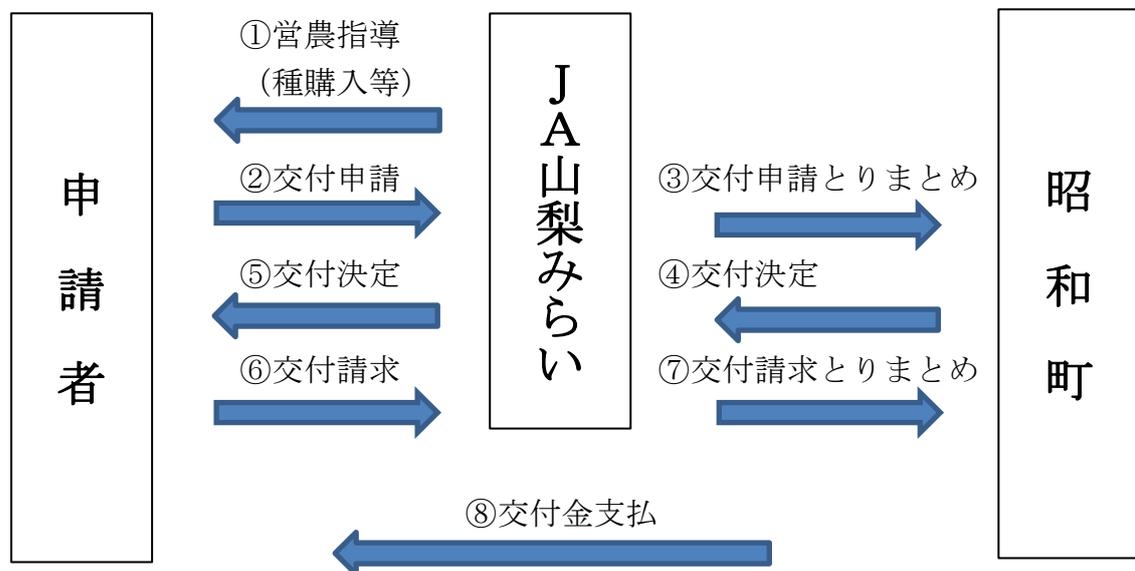
○補助金の対象

- (1) 補助金の対象となるブランド米は、昭和町内で生産されたものであること。
- (2) 使用する化学合成農薬及び化学肥料は、『甲斐のこだわり環境農産物認証制度』の認証基準に準ずる。（詳しくはJA山梨みらいへお問い合わせください。）
- (3) 倒伏等の発生したほ場で収穫したものでないこと。
- (4) 『昭和町産ブランド米試作試験運用基準』に適合していること。

○対象者の要件

- (1) 町内に住所を有する者
- (2) 町税等の未納がない者

○補助金の額 モミ（ヒノヒカリ）1kgにつき50円



問合せ

JA 山梨みらい 昭和支店

☎055-275-2121

昭和町役場環境経済課 農政振興係

☎055-275-8355 (直通)

昭和町産ブランド米試作試験運用基準

(品種)

その1 試作試験で作る米の品種は、ヒノヒカリとする。

(昭和町助成金)

その2 昭和町からの助成金は、出荷数量(粳)1kg当たり50円とする。

(出荷品形態)

その3 出荷は、コンバイン袋より粳出荷することとする。

その4 出荷品の量目は1袋当たり上目で30.5kgとする。

(出荷品質)

その5 もろこし栽培等の後作により生産された米は対象外とする。

その6 出荷品については、玄米による検査を実施する。

その7 米の含水率は、14.5～15.0%とする。

その8 集荷期は、10月上旬～10月中旬頃とし、適期刈取りの励行をする。

(但し、気象及び気候により生育等に変動がある場合は、関係機関で協議してこれを決定することとする。)

その9 化学合成農薬及び化学肥料の基準は別紙による。

(集荷場所)

その10 出荷品の集荷場所は、JA山梨みらい昭和支店共選場とする。

附則

この運用基準は、交付の日から施行する。

(別紙)

山梨県甲斐のこだわり認証基準

分類	品目	化学合成農薬 (成分以下)	化学肥料 (kg/10a 以下)
普通作物	水稻	9	7
慣行基準 (参考)		14	10

- ・ 甲斐のこだわり環境農産物認証制度による。
- ・ 農薬軽減の為、種子消毒は湯温消毒をする。
- ・ 生産履歴の提出をする。

年 月 日

昭和町長 殿

申請者 住所
氏名

印

昭和町産米ブランド化支援事業補助金交付申請書

昭和町産米ブランド化支援事業補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

- 1 植付け日 月 日
- 2 刈取り日 月 日
- 3 米の出荷量 kg
- 4 補助金予定額 円
- 5 添付書類

農協に委任した場合は別記様式第4号「委任した者の確認書」を添付する。

令和 年 月 日

昭和町長 殿

申請者 住 所
氏 名
電 話

㊞

昭和町産米ブランド化支援事業補助金交付請求書

令和 年 月 日付け、昭環経第 号で交付決定がありましたので、昭和町産米ブランド化支援事業補助金交付要綱第 8 条の規定により、次のとおり補助金の交付を請求します。

1 請求金額

千	百	十	万	千	百	十	円

2 補助金振込先

振込先	金融機関名	店舗名(支店名)
コード		
預金種別		
口座番号		
フリガナ 口座名義人		